

解説 総合評価

名古屋市における 総合評価落札方式と 推進工事における適用事例

やすい たもつ
安井 保

名古屋市上下水道局
技術本部管路部設計第二課長



1 はじめに

名古屋市（以下、本市）における工事の入札は、平成8年度から従来の指名競争入札から一般競争入札へ段階的に移行しており、平成20年度以降は、予定価格1,000万円未満の一部工事を除いて、原則、一般競争入札にて行っている。

その結果、本市の下水道工事においても低価格受注（いわゆるダンピング）や粗悪企業による受注が多発する状況となっており、このような企業が受注者となった場合には、工事の品質確保、安全対策の不徹底や下請けへのしわ寄せなどの問題が生じるケースも少なくなく、その対応に苦慮している。

このような課題を解決するための方策のひとつとして、価格だけでなく価格と品質で総合的に優れた企業を選定する総合評価落札方式の採用が挙げられ、発注者だけでなく受注者側の期待も大きくなっている。

2 総合評価落札方式について

2.1 本市における総合評価落札方式の導入について

平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、本市では平成18年度から総合評価落札方式が試行実施され、平成23年度からは名古屋市上下水道局総合評価落札方式による入札実施要領により本格実施している。

総合評価落札方式は、工事の品質確保のために、入札価格に加えて提案技術、企業の施工実績など、価格以外の要素も考慮して落札者を決定する入札方式である。

総合評価落札方式では、評価の公正性を保つため、外部委員を含む審査委員会を設置することとなっており、本市でも財政局が中心となり、「名古屋市総合評価審査委員会」（以下、市審査委員会）を設置し、評価基準や評価結果の公正性を審議している。

なお、本市で採用している総合評価落札方式には、標準型、簡易型、特別簡易型があり、これら3方式について、市審査委員会での審議対象としている。

以下、本市における総合評価落札方式の型の定義を示す。

(1) 標準型

技術的な工夫の余地が大きく技術提

案が求められる工事について、施工計画、同種工事の経験、工事成績及び社会性に加えて、安全対策、環境への影響、工期縮減等の技術提案と入札価格を総合的に評価するもの。

評価項目、配点は、工事ごとに市審査委員会で審議のうえ設定する。これまで、本市の推進工事では、採用した事例はない。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地がある一般的な工事について、施工計画、同種工事の経験、工事成績及び社会性等と入札価格を総合的に評価するもの。

(3) 特別簡易型

技術的な工夫の余地がごく小さい一般的な工事について、同種工事の経験、工事成績及び社会性等と入札価格を総合的に評価するもの。

本方式は、平成20年度から採用されており、市審査委員会では評価基準のみ審議している。

2.2 総合評価落札方式の評価基準等について

表-1に本市における総合評価落札方式（簡易型および特別簡易型）の評価基準改訂の経緯を示す。総合評価落札方式は、最低制限価格制度の適用が

表－1 評価基準改訂の経緯

評価分野	評価項目	配点			
		平成18年10月～	平成20年4月～	平成21年10月～	平成23年5月～
施工計画 (特別簡易型を除く)	・施工上の課題等に関わる技術的所見や施工上配慮すべき事項に対する提案	6	10	12	15
企業の施工実績	・同種工事の施工実績 ・工事成績評定点の平均点 ・緊急工事等の実績など	4	9	12	13
配置予定技術者の能力	・同種工事の施工実績 ・工事成績評定点の平均点など	4	4	6	6
地域貢献・地域精進度	・市内本店等の有無 ・災害協定等に基づく活動実績 ・ボランティア活動実績	3	4	7	8
その他	・環境配慮の取組み ・障害者の雇用状況など	3	3	3	3
合 計 (特別簡易型)		20 (一)	30 (20)	40 (28)	45 (30)

されないため、結果的に価格で落札者が決定されるケースがほとんどであった。技術的要素の評価を行っても、価格中心に落札者が決まっていた、総合評価落札方式の本来の目的を損なうおそれもあり、入札者の受注意欲低下にもつながりかねないということで、技術提案、施工実績や地元貢献・地域精進度の配点を上げる改訂を3度にわたり行い、平成22年8月には、低入札価格調査制度における失格基準価格を設定している。

2.3 総合評価の方法について

本市の総合評価落札方式は、入札者に一律に付与する標準点（100点）と、入札者の技術提案等の内容に応じて算出する加算点（簡易型の場合、最大45点）を加えたものを評価点とし、

次の式によって算出する総合評価値をもって入札者の評価を行うこととしている。

$$\text{総合評価値} = (\text{評価点} / \text{入札価格}) \times 10,000,000$$

3 総合評価落札方式で行った推進工事の入札事例

3.1 総合評価落札方式で行った推進工事

表－2に平成18年度から22年度までに総合評価落札方式を採用した推進工事を示す。

落札方式としては、技術提案、施工実績、地域貢献度などと価格を総合的に評価する簡易型を4件、技術提案は求めないが施工実績や地域貢献度など

と価格を総合的に評価する特別簡易型を4件実施している。

3.2 落札者決定の経緯について

(1) ア、イ、ウ、オについては、評価点は最高ではなかったが、入札価格が最低であったため総合的に落札者となった案件。

(2) エ、カ、キについては、評価点が最高で、かつ入札価格も最低であった案件。なお、カについては、8者が同じ入札価格であり、評価点が最高の2者によるくじにより決定した。

(3) クについては、4者が低入札価格調査制度の失格基準価格以下であったため失格し、それ以外の入札者の中で、入札金額は、最低ではなかったが、評価点で逆転し総合的に落札者となった案件。

試行開始した当初は、入札価格が最低の者が落札者となるケースがほとんどあり、評価点で逆転するケースはなかったが、評価点の割合が増加し、低入札価格調査制度における失格基準価格も適用されるようになったため、評価点の高い企業が落札するケースが増え、工事の品質確保に向けては、よい傾向になりつつあると考えられる。

表－2 総合評価落札方式を採用した推進工事

	平成・年度	工事件名	主な工事内容	落札方式
ア	18	第2次富永汚水幹線下水道築造工事	小口径推進	簡易型
イ	19	福屋汚水幹線下水道築造工事	小口径推進	簡易型
ウ	20	第3次千音寺幹線下水道築造工事	泥水式推進	簡易型
エ	21	第7次水里汚水幹線下水道築造工事	小口径推進	簡易型
オ	21	小幡東部雨汚水幹線下水道築造工事	泥水式推進	特別簡易型
カ	22	南陽町西福田付近汚水幹線下水道築造工事	小口径推進	特別簡易型
キ	22	第8次新茶屋汚水幹線下水道築造工事	小口径推進	特別簡易型
ク	22	第7次新茶屋汚水幹線下水道築造工事	小口径推進	特別簡易型